

環境アセスメント制度の概要と 小委員会報告（答申案）作成までの経緯

令和 7 年（2025 年）10 月
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

環境アセスメント制度とは

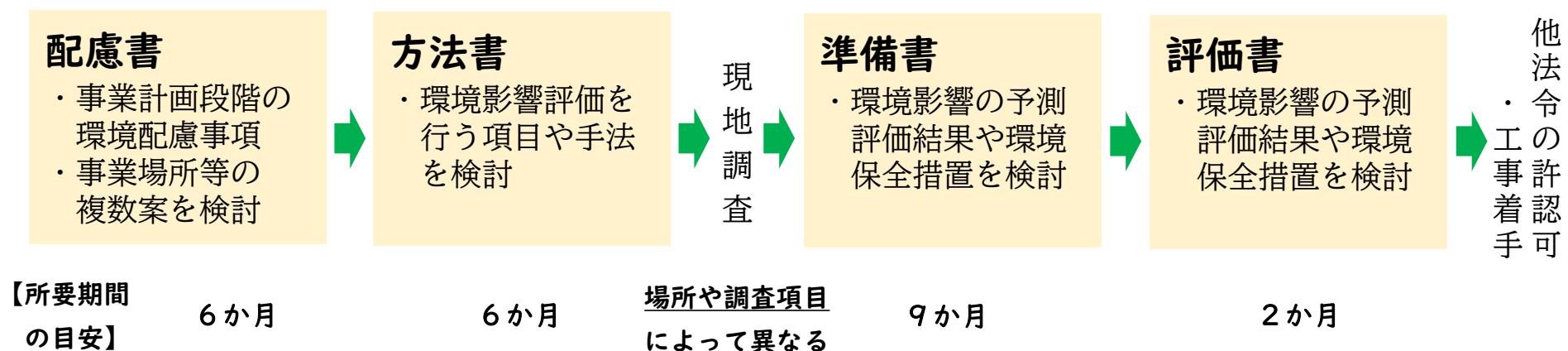
- ・大規模な造成事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響（動植物、生態系、景観等）を事前に調査、予測、評価する。
- ・その結果を公表し、住民や地方公共団体の意見を聴く。
- ・それらを踏まえ、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく手続き（規制や許認可ではないため、手続を経れば造成可能）。



図の出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」

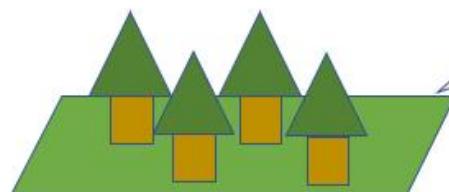
手続の概要と期間

手続の流れ

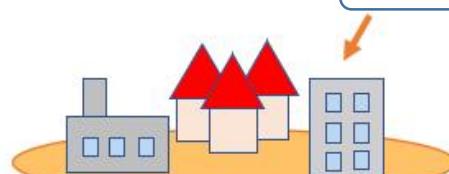


手続の期間（現状）

<自然環境の豊かな場所で計画される事業の場合>



「動植物」「生態系」等多くの環境要素に影響を及ぼす可能性がある
↑とりわけ十分な調査期間と環境保全措置の検討が必要



3～4年程度の手続期間

<人為的な改変がなされた場所で計画される事業の場合>



造成に伴う新たな環境影響が生じる可能性が比較的小さい
↑調査項目を絞れるケースや期間を短くできるケースがある



2～3年程度の手続期間

対象事業（条例アセス）（1）

滋賀県環境影響評価条例では、17種類の対象事業を規定

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4トン以上（規模の変更 時間 4トン以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 全て 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園は10ha以上） (区域の変更 20ha以上増（自然公園は10ha以上増）)

対象事業（条例アセス）（2）

対象事業の種類	対象規模要件
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上 (40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上) (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上)
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上 (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上)
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上 (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上)
14. 第2種特定工作物 (レクリエーション施設)	事業面積 20ha以上 (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上) (増設 20ha以上 (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上))
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上 (増設 日 2,000m ³ 以上増) 燃料使用量(重油換算) 時間 3kL以上 (増設 時間 3kL以上増) 敷地面積(次の土地の部分を除く) 10ha以上 (増設 10ha以上の増) ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (ア)当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと (イ)当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上 (増築、改築 5万m ² 以上)
17. その他	都市公園 改変20ha以上 (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上) スキー場 改変20ha以上 (森林地域は15ha以上、自然公園は10ha以上)

面的開発事業

面的開発事業

※ No.11～14の事業の種類のいずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積が20ha以上のものは「複合開発事業」に該当。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものもアセス手続きの対象。

県アセス条例（県アセス要綱）の施行状況

昭和56年度から令和5年度末まで

事業の区分	手続き件数
道路の整備事業	2
河川の整備事業（ダム、堰の建設）	4
発電機の設置事業	1
廃棄物処理施設の建設事業	14
下水道終末処理施設の整備事業	1
公有水面の埋立、干拓事業	6
港湾施設の建設事業	2
土砂・砂利採取事業	2
宅地（住宅団地）の造成事業（土地区画整理事業を含む）	7
工業団地の造成事業（土地区画整理事業を含む）	11
工場の建設事業	4
レクリエーション施設の建設事業	23
高層建築物の建設事業	1
その他、知事が必要と認めるもの（大学の設置等）	4
計	82

小委員会報告（答申案）作成までの経緯（1）

令和6年度

■ 滋賀県環境審議会に「環境アセスメント制度見直し」について諮問（9月）

- ・滋賀県首長会議、県議会、各市町からの意見を受けて諮問
- ・昭和56年（1981年）の制度導入以降の、工場立地に関する社会情勢の変化や環境改善の状況を踏まえた見直し検討の必要性について意見が出された

■ 環境審議会環境企画部会で審議（10月、11月）

■ 第1次答申（12月）

- ・工場、工業団地の造成事業に係る環境アセスメント手続の合理化と面積要件の見直しに向けた基本的な考え方と今後の検討の方向性をとりまとめ
- ・環境アセスの対象となる大規模事業は「規模」だけでなく「場所」にも着目する必要があり、エリアを区分明確化した上で、手続の合理化等を検討すべき旨を答申

■ パブリックコメント（1月-2月）

- ・見直しに向けた基本的な考え方と今後の検討の方向性に関してパブコメを実施
- ・エリア分けについては、手續や面積要件にメリハリが付けられるよう、制度を検討してほしい旨の意見が出された

■ 環境審議会に「環境アセスメント制度見直し小委員会」を設置（1月）

- ・第1次答申を踏まえ、制度見直しの具体的な内容を検討するため、小委員会を設置

■ 小委員会 第1回を開催（3月）

小委員会報告（答申案）作成までの経緯（2）

令和7年度

■ 小委員会 第2回、第3回を開催（7月、8月）

- ・小委員会報告（第2次答申案）の素案および案を議論

■ 小委員会報告（第2次答申案）をとりまとめ（9月）

- ・大規模事業が計画される場所の現況（森林等の自然地か、人為的な改変がなされた土地か）に応じて「従来通りの手続が必要な場所」と「手続を合理化して差し支えない場所」の区分を検討
- ・他法令で類似の手続を有する場合には合理化を図ることで手続にメリハリをつけること。これにより、環境影響の把握が比較的容易な場所に工場、工業団地の立地誘導を図ることを目的に検討

工場、事業場を環境負荷の発生源としてだけ捉えるのではなく、SDGsやMLGsに協働で取り組む主体として捉え、環境影響の小さい場所には積極的に企業を呼び込むことで、人口減少に伴う自然環境の衰退を協働で解決しようとする「攻めの環境保全」の観点からの制度改正



本日（10/20）、環境企画部会にて、第2次答申案（小委員会報告）を審議

《今後の予定》

- ・10～11月 知事あて答申
- ・12～1月 パブリックコメント（条例改正案）
- ・2月 議案（条例改正案）提出